

## 嘉麻市バス停の有料広告掲載取扱について

嘉麻市バス停の有料広告掲載について、「嘉麻市有料広告掲載事業実施規程」に定めるもののほか、必要な事項について以下のとおり定める。

### 1 趣旨

市が設置する嘉麻市バス停に広告を掲載することにより、新たな財源として広告収入の確保を図る。

### 2 広告掲載箇所

- ・嘉麻市バス停表示板内

※別途ホームページ等にてご協力いただいている旨を周知する。

### 3 広告内容

- ・企業等の名称
- ・企業等の所在地、電話番号等の情報
- ・企業等の事業内容

※詳細については別途広告主と打合せの上決定する。

### 4 規格

縦4cm×横30cm以内

### 5 広告主の条件

嘉麻市バスのバス停が設置されている自治体内の民間企業等であること。

### 6 広告募集

- ・広告掲載期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- ・新規に4月1日からの広告掲載を希望する場合は、掲載希望年の1月31日までに「様式第1号 嘉麻市バス停有料広告掲載申込書」を提出すること。
- ・随時募集を行い、広告掲載期間については、広告主と嘉麻市の協議の上決定するものとする。
- ・バス停表示板に掲載可能な数を超えた広告の申込みがあった場合は、申込者立会の下くじ引きを行い、バス停を決定する。

### 7 申込み

申込は「様式第1号 嘉麻市バス停有料広告掲載申込書」にて行う。

## 8 広告掲載の決定

広告掲載の結果は「様式第2号 嘉麻市バス停の有料広告掲載決定（却下）通知書」にて通知する。

## 9 広告掲載料

- ・バス停1箇所当たり1月10,000円
- ・掲載料は、1年間分（120,000円）をまとめて納付する。
- ・随時募集にて広告掲載が決定した場合は、決定した月から当該年度末までの月数分をまとめて納付する。
- ・広告物の作成及び掲示は、掲載料の納付を市が確認した後に順次行うものとする。

## 10 広告のイメージ

広告のデザインについては、「様式第1号 嘉麻市バス停有料広告掲載申込書」を基に嘉麻市が作成する。ただし、企業側で作成したデータを使用することも可能とする。

### デザイン案

内科・整形外科・小児科	診療日・診療時間等の情報	ロゴ
<b>嘉麻市〇〇〇〇病院</b>	嘉麻市バス「〇〇〇〇」が最寄りです！	
〒820-〇〇〇〇 嘉麻市岩崎〇〇〇〇-〇〇 ☎0948-〇〇-〇〇〇〇		

↑縦4cm×横30cm